【投資信託インターネット取引約款 新旧対照表（2026 年 12 月 1 日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
投資信託インターネット取引約款 2026 年 9 月	投資信託インターネット取引約款 削除
第1条（約款の趣旨） この約款は、お客さまが、第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューター、タブレット端末及びスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託受益権等の特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下「NISA約款」といいます。）」その他の関連する規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当社とお客さまの間の取決めです。本約款に「投資信託関連約款等」と矛盾する内容を定めた場合には、本約款の定めが優先されます。	**第1条（約款の趣旨）** この約款は、お客さまが、第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューター、タブレット端末およびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託受益権等の特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款（以下「NISA約款」といいます。）」その他の関連する規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当社とお客さまの間の取決めです。本約款に「投資信託関連約款等」と矛盾する内容を定めた場合には、本約款の定めが優先されます。
第2条（本サービスの内容及びつみたて投資枠での取引における本サービスご利用の特則）	**第2条（本サービスの内容およびつみたて投資枠での取引における本サービスご利用の特則）**
第3条（法令等の遵守及び自己責任の原則） （1）お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本約款及び「投資信託関連約款等」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。 （2）お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補完書面その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。	**第3条（法令等の遵守および自己責任の原則）** （1）お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本約款および「投資信託関連約款等」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。 （2）お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。
第4条（本サービスの利用） （2）お客さまは、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みに必要な書面の受入れ又は差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合は	**第4条（本サービスの利用）** （2）お客さまは、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みに必要な書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合

この限りではありません。 （3）本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。 ⑦「パソコン等」のインターネット環境や「電子交付サービス」による書面閲覧のために必要なソフトウェア及びプリンターが整っていること （4）本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスの一部又は全部の利用ができない場合があります。	はこの限りではありません。 （3）本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。 ⑦「パソコン等」のインターネット環境や「電子交付サービス」による書面閲覧のために必要なソフトウェアおよびプリンターが整っていること （4）本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスの一部または全部の利用ができない場合があります。
第6条（投資信託振替決済制度のご利用） お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録します。	**第6条（投資信託振替決済制度のご利用）** お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託受益権振替決済口座に記載または記録します。
第7条（ログインID、パスワード等） （4）お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用又は不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。 （8）お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面若しくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）には、速やかに当社所定の連絡先にお届けください。届出の受付けにより、当社は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行うものとします。	**第7条（ログインID、パスワード等）** （4）お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。 （8）お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面もしくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）には、速やかに当社所定の連絡先にお届けください。届出の受付けにより、当社は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当社所定の手続きを行うものとします。
第8条（取引時の本人確認等） （2）本人確認に必要な「パスワード等」の確認項目及び本人確認方法の技術的要件等は当社が定めるものとし、当社が必要とする場合、変更することができるものとします。 （3）当社が、前二項の規定に従って、お客さまの本人確認ができた場合、当該入力をされたお客さまをインターネット口座名義人とみなして、本サービスの取扱いを行うものとし、その後実施された注文が、「パスワード等」の不正使用によるものであっても、当社は当該注文をお客さまの意思に基づく有効な	**第8条（取引時の本人確認等）** （2）本人確認に必要な「パスワード等」の確認項目および本人確認方法の技術的要件等は当社が定めるものとし、当社が必要とする場合、変更することができるものとします。 （3）当社が、前二項の規定に従って、お客さまの本人確認ができた場合、当該入力をされた方を正当な利用権限を有するものとみなして、本サービスの取扱いを行うものとし、その後実施された注文が、「パスワード等」の不正使用によるものであっても、当社は当該注文をお客さまの意思に基づく有効なも

ものとして取り扱います。	のとして取り扱います。
第 10 条（利用時間） （2）前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部又は全部の提供を一時停止若しくは中止することがあります。	**第 10 条（利用時間）** （2）前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。
第 11 条（本サービスの利用可能銘柄） 本サービスで、お客さまが注文及び取引履歴の照会等ができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。	**第 11 条（本サービスの利用可能銘柄）** 本サービスで、お客さまが注文および取引履歴の照会等ができる銘柄は、当社が定める銘柄とします。
第 13 条（注文の受付等） （1）当社は、第8条に規定する本人確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当社に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量又は金額、口座区分等その他必要となる事項）の確認及び以下の各号について当社が確認した時点で当該注文の受付けとさせていただきます。 ① 購入の場合は、購入代金が前条に規定する注文時の受渡日におけるお預り金及びMRFの合計額の範囲内であること。 ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当社の投資信託受益権振替決済口座に記載又は記録されている数量（口数）の範囲内であること。 ③ 投信積立サービス及びつみたて投資枠での取引の場合は、総合取引約款第 19 条から第 21 条の規定に従います。 （6）当社は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受付けません。 ① お客さまの注文が、法令諸規則及び本約款並びに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合	**第 13 条（注文の受付等）** （1）当社は、第8条に規定する本人確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当社に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量または金額、口座区分等その他必要となる事項）の確認および以下の各号について当社が確認した時点で当該注文の受付けとさせていただきます。 ① 購入の場合は、購入代金が前条に規定する注文時の受渡日におけるお預り金およびMRFの合計額の範囲内であること。 ② 解約の場合は、お客さまの保有分として当社の投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されている数量（口数）の範囲内であること。 ③ 投信積立サービスおよびつみたて投資枠での取引の場合は、総合取引約款第 19 条から第 21 条の規定に従います。 （6）当社は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受付けません。 ① お客さまの注文が、法令諸規則および本約款ならびに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合
第 15 条（注文の取消・変更） お客さまは、当社が定める時間内及び範囲内で、本サービスによる取引注文の取消又は変更を行うことができます。	**第 15 条（注文の取消・変更）** お客さまは、当社が定める時間内および範囲内で、本サービスによる取引注文の取消または変更を行うことができます。
第 16 条（注文・約定の照会）	**第 16 条（注文・約定の照会）**

お客さまが、本サービスを利用して行われた注文及び約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。	お客さまが、本サービスを利用して行われた注文および約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。
第 20 条（電子メール利用の承諾） お客さまは、当社が、お客さまへの通知又は照会手段として、電子メールを利用することに承諾するものとし、お客さまはご自身のメールアドレスを当社所定の方法で登録するものとします。また、メールアドレスに変更があった場合、お客さまは、直ちに当社所定の方法で変更登録をするものとします。	**第 20 条（電子メール利用の承諾）** お客さまは、当社が、お客さまへの通知または照会手段として、電子メールを利用することに承諾するものとし、お客さまはご自身のメールアドレスを当社所定の方法で登録するものとします。また、メールアドレスに変更があった場合、お客さまは、直ちに当社所定の方法で変更登録をするものとします。
第 21 条（サービスの変更等） 当社は、お客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容（使用ソフトのバージョン等を含む。）を変更、中止又は廃止することがあります。	**第 21 条（サービスの変更等）** 当社は、お客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容（使用ソフトのバージョン等を含む。）を変更、中止または廃止することがあります。
第 23 条（解約等） （1）次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、事前の通知や催告等をすることなく、いつでも本サービスを解約又は解除することができるものとします。 ④ お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、又は住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合 ⑤ お客さまが、法令諸規則又は本約款、「投資信託関連約款等」に違反した場合 （2）前項（前項第2号、第4号、第5号の規定による解約を除きます。）の規定に基づき本サービスの利用が解約された場合、法令諸規則等及び当社所定の手続きに従って、お客さまの投資信託受益権振替決済口座についても解約できるものとします。その場合の手続きは「投資信託受益権振替決済口座管理約款」によるものとします。 （3）お客さまが、当社のNISA約款第3条の2の規定により、お客さまの非課税口座に累積投資勘定を設定されている場合においては、お客さまから本サービスを解約することはできないものとします。	**第 23 条（解約等）** （1）次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は、事前の通知や催告等をすることなく、いつでも本サービスを解約または解除することができるものとします。 ④ お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、または住所変更の届出を怠るなどにより、当社においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合 ⑤ お客さまが、法令諸規則または本約款、「投資信託関連約款等」に違反した場合 （2）前項（前項第2号、第3号、第4号の規定による解約を除きます。）の規定に基づき本サービスの利用が解約された場合、法令諸規則等および当社所定の手続きに従って、お客さまの投資信託受益権振替決済口座についても解約できるものとします。その場合の手続きは「投資信託受益権振替決済口座管理約款」によるものとします。 （3）お客さまが、当社のNISA約款の規定により、お客さまの非課税口座に累積投資勘定を設定されている場合においては、お客さまから本サービスを解約することはできないものとします。
第 24 条（情報利用の制限）	**第 24 条（情報利用の制限）**

（1）お客さまは、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報（以下「提供情報」といいます。）を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。 ① お客さま自身若しくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為 ② 当社及び当社以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工又は再利用等する行為 ④ 提供情報を第三者に漏洩、又は第三者と共同利用する行為 （2）前項各号に該当する行為があったものと、当社又は本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当社は情報提供を中止、制限ないしは変更することがあります。	（1）お客さまは、本サービスの利用により、当社から提供を受ける情報（以下「提供情報」といいます。）を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。 ① お客さま自身もしくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為 ② 当社および当社以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工または再利用等する行為 ④ 提供情報を第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為 （2）前項各号に該当する行為があったものと、当社または本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当社は情報提供を中止、制限ないしは変更することがあります。
（新設）	**第 28 条（未成年者特定累積投資勘定を設定する場合における取扱い）** （1）お客さまが未成年者特定累積投資勘定を設定する場合には、第4条第3項第2号および第3号の規定は適用せず、お客さまが成人年齢に達するまでの間は、お客さまの法定代理人がお客さまを代理して本サービスを利用するものとします。なお、お客さまが成人年齢に達する前に未成年者特定累積投資勘定を廃止した場合についても、同様の取扱いとします。 （2）前項のお客さまが成人年齢に達した場合は、以後、お客さま本人が本サービスを利用するものとし、法定代理人による代理利用は終了するものとします。 （3）前項の場合において、お客さまが成人年齢に達した場合であっても、本サービスにおける「ログインID」は、原則として引き続き利用するものとします。
第 28 条（免責事項） 当社は、投資信託関連約款等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失（機会損失を含みます。）については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当社が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当社がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益（逸失	**第 29 条（免責事項）** 当社は、投資信託関連約款等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害および損失（機会損失を含みます。）については、当社が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当社が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当社がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害および損失に限り、得べかり

利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。	し利益（逸失利益を含みます。）その他お客さまに発生した間接的な損害および損失については、当社は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。
① お客さまの「パスワード等」の漏洩又は不正使用及びお客さまの口座における第三者によるパスキーの登録や利用。ただし、当該漏洩又は不正使用が当社の重大な過失による場合は、この限りではありません。	① お客さまの「パスワード等」の漏洩または不正使用およびお客さまの口座における第三者によるパスキーの登録や利用。ただし、当該漏洩または不正使用が当社の重大な過失による場合は、この限りではありません。
② 第7条第5項の規定による本サービスの利用の不能、同条第6項に規定される「パスワード等」の失念、同条第7項に規定される届出の受付け前の注文	② 第7条第6項の規定による本サービスの利用の不能、同条第7項に規定される「パスワード等」の失念、同条第8項に規定される届出の受付け前の注文
④ 第 10 条第2項に規定される本サービスの一時停止又は中止	④ 第 10 条第2項に規定される本サービスの一時停止または中止
⑥ 第 20 条の規定により登録されたお客さまのメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、又は電話回線の不通等による通知、照会の不能	⑥ 第 20 条の規定により登録されたお客さまのメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、または電話回線の不通等による通知、照会の不能
⑦ 第 21 条に規定されるサービス内容の変更、中止又は廃止	⑦ 第 21 条に規定されるサービス内容の変更、中止または廃止
⑪ 第 27 条に規定される「当社システム障害」を除き、当社の故意又は重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当社が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害および損失	⑪ 第 27 条に規定される「当社システム障害」を除き、当社の故意または重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当社が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害および損失
⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったりしたために生じた損害についても、同様とします。	⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システムおよび機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当社または当社以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったりしたために生じた損害についても、同様とします。
⑬ 本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落及び欠陥	⑬ 本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落および欠陥
⑭ 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、又は不能となった場合	⑭ 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合
⑮ 投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換	⑮ 投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換

所の取引停止処分、又は支払いの停止若しくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延し又は不能となった場合 ⑯ 電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウエア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。 ⑱ 本サービスのご利用に関し、お客さまによる本サービスの内容又はそのご利用方法について誤解又は理解不足によるもの	所または電子記録債権法に規定する電子債権記録機関の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延しまたは不能となった場合 ⑯ 電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウエア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当社または当社以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。 ⑱ 本サービスのご利用に関し、お客さまによる本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの
第 29 条（合意管轄）	**第 30 条（合意管轄）**
第 30 条（本約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。	**第 31 条（本約款の変更）** この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。
以上 2026 年 9 月 26 日改正 第一生命保険株式会社	以上 2026 年 12 月 1 日改正 第一生命保険株式会社